

二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

- 2 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

- 二 前号に掲げるもののほか、第二百三条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

（口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い）

第二百六条 第二百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限

る。) の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2 第百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する債権者に

対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第一百四条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務)

第一百七条 第百二条の規定による分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債（以下第百十一条までにおいて「分離適格振替国債等」という。）の取得により、すべての分離適格振替国債等の債権者の有する分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合にすべての分離適格振替国債等の債権者の有することとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額が、すべての分離適格振替国債についてその発行総額（償還済みの額を除く。）につき同条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額を超えることとなるものがある場合において、第一号の額

が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債があるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録されることとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

二 すべての分離適格振替国債についてその発行総額（償還済みの額を除く。）につき第九十三条の規定により元利分離の手續が行われたものとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、第一百二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の分離適格振替国債等を取得した者のないことが証明されたとき

は、当該記載又は記録がなかつたとした場合の額とする。

- 3 第一項の規定の適用については、第一百二条の規定により取得された分離適格振替国債等につき第十三条第一項の同意を受けた各振替機関ごとにその取り扱う分離適格振替国債等について計算を行うものとする。

- 4 振替機関は、第一項の規定により分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

- 5 前項に規定する分離元本振替国債又は分離利息振替国債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

- 6 振替機関は、分離元本振替国債又は分離利息振替国債について第四項の規定により免除の意思表示を行つたときは、直ちに、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務)

第一百八条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債がある口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録されることとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録されることとなる分離元本振替国

債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に規定する顧客口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる額

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該免除の意思表示をした旨
- 二 当該免除の意思表示に係る分離元本振替国債又は分離利息振替国債の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる金額の減額の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる金額の増額の記載又は記録

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百九条 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離元本振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号

を同じくする分離適格振替国債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額について、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離利息振替国債について同項及び同条第四項の義務を負つたときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格

振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関するして、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第二項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関するして、当該下位機関又はその下位機関の加

入者であるすべての債権者について次条第二項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

- 3 第百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 第一項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって元本の償還をする義務

二 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって利息の支払をする義務

三 前二号に掲げるもののほか、第百七条第一項又は第四項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百十条 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離元本振替国債に

ついて同項及び同条第三項の義務を負つたときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該

口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関するして、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

- 2 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離利息振替国債について同項及び同条第三項の義務を負つたときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

- 1 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八

条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第一百八条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する、当該下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

3 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前二項に規定する債権者に対する次に掲げる義務を負う。

一 第一項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、同項の規定により算出さ

れた額に関する部分について、国に代わって元本の償還をする義務

二 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わって利息の支払をする義務

三 前二号に掲げるもののほか、第一百八条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(国が誤つて償還等をした場合における取扱い)

第一百十一条 国が第一百五条第一項、第一百六条第一項、第一百九条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により義務を負わないとされた銘柄に係る当該義務を負わないとされた金額についてした元本の償還又は利息の支払は、国が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替国債に係る国の債務を消滅させる効力を有しない。

2 振替国債の債権者は、国に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 国は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第一百五条第二項第一号、第一百六条第二項第一号、第一百九条第三項第一号若しくは第二号又は前条第三項第一号若しくは第二号の規定による振替国債の債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 雜則

(申込みの際の振替口座の提示)

第一百十二条 振替国債の募集に応じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該振替国債の振替を行うための口座を国に示さなければならない。

第六章 その他の社債等の振替

第一節 地方債の振替

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第一百十三条 第四章の規定（第六十六条第一号及び第四節の規定を除く。）は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六十六条第二号		決議		
第六十七条第一項		社債券（商法第二百六条第一項に規定する債券	証券（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の五第一項に規定する証券	決定
第六十八条第二項	社債券	商号、 号	名称及び 種類	
第六十九条第一項	商法第三百六条第一項に規定する	種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	全額の	
第六十九条第一項第二	第八十四条第三項			第一百十四条第二項

第七十一条第七項	社債管理会社又は担保附社債 信託法第二条第一項に規定する 信託契約の受託会社	地方財政法第五条の六において読み替えて 準用する商法第三百九条第一項に規定する 地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会 社
第七十一条第八項	社債管理会社等 募集等受託会社	募集等受託会社
	募集等受託会社	

(法律の適用の明示等)

第一百四条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の発行者は、募集に応じようと/orする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の募集に応じようとす
る者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債

の発行者に示さなければならぬ。

第二節 投資法人債の振替

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第一百五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第八十三条並びに第八十四条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定を除く。）は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	決議	決定
第六十七条第一項	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第一百三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する
第六十七条第二項	社債券	投資法人債券

第七十一条第七項

社債管理会社又は

投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社（第一百五条において読み替えて準用する第八十六条第三項第一号において単に「投資法人債管理会社」という。）又は

第八十六条第三項第一号において単に「投

社債管理会社等

第七十一条第八項

社債申込証

投資法人債管理会社等
投資法人債管理会社等

投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第一項に規定する投資法人債申込証（第一百五条において読み替えて準用する第八十六条第三項において単に「投資法人債申込証」という。）

第八十四条第二項本文

社債原簿

投資信託及び投資法人に関する法律第九十

第八十四条第三項	社債申込証	投資法人債申込証	人債原簿	九条において読み替えて準用する商法第二百六十三条第一項第二号に規定する投資法人債原簿
第八十五条第一項	社債権者集会	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第四項に規定する投資法人債権者集会（第一百五十五条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「投資法人債権者集会」という。）		
第八十六条第一項及び 第二項	社債権者集会	投資法人債権者集会		
第八十六条第二項第一号	社債管理会社	投資法人債管理会社		

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第一百六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債に関する同法第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、当該投資法人債は、同法に規定する投資法人債券とみなす。

第三節 相互会社の社債の振替

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第一百七条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、保険業法に規定する相互会社の社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該	保険業法第六十一条の二第一項に規定する
当する社債（第八十三条及び	短期社債（第一百七条において準用する第	

第八十四条において

八十四条规定第一項及び第二項において単に

第六十七条第一項

商法第三百六条第一項

保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項

第六十八条第三項第二

商号

名称

号

第四節 特定社債の振替

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第一百八条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び	資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（旧資産流動化法第
----------	----------------------------	--

			第八十四条において「短期社債
第六十六条第一号	発行の決議	発行の決定（資産の流動化に関する法律第百八条の決定（旧資産流動化法第百八条の決定を含む。）をいう。）	二条第六項に規定する特定短期社債を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十四条第一項及び第二項において単に「特定短期社債」
第六十七条第一項	当該決議	当該決定	社債券（商法第二百六条第一項に規定する債券
			特定社債券（資産の流動化に関する法律第三百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する特定社債券（旧資産流動化法第三百十三条第一項において準用する商法第二百六条第一項に規定する特定

第六十七条第二項	第七十一条第七項	社債券	特定社債券	社債券を含む。)
第七十一条第八項		社債管理会社又は 資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社（旧資産流動化法第百九条に規定する特定社債管理会社を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十六条第三項第一号において単に「特定社債管理会社」という。）又は		
第八十四条第一項	社債申込証 社債管理会社等 特定社債管理会社等	社債管理会社等 特定社債管理会社等		資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証（旧資産流動化法第百十条第一項に規定する特定社債申込

第八十四条第二項					
第八十五条第一項	第八十四条第三項				
社債権者集会	社債申込証	短期社債	社債原簿	短期社債	特定短期社債
資産の流動化に関する法律第一百十一条第四項に規定する特定社債権者集会（旧資産流動化法第一百十一条第四項に規定する特定社	特定社債申込証	特定短期社債	資産の流動化に関する法律第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿（旧資産流動化法第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿を含む。）	資産の流動化に関する法律第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿（旧資産流動化法第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿を含む。）	「特定社債申込証」という。）

債権者集会を含む。第百十八条において読

み替えて準用する第八十六条第一項及び第

二項において単に「特定社債権者集会」と

いう。）

第八十六条第一項及び 第二項	社債権者集会	特定社債権者集会	債権者集会を含む。第百十八条において読 み替えて準用する第八十六条第一項及び第 二項において単に「特定社債権者集会」と いう。）
第八十六条第三項第一 号	社債管理会社	特定社債管理会社	

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第一百十九条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定社債に関する同法の規定の適用については当該特定社債は同法に規定する特定社債とみなし、旧資産流動化法の規定の適用については当該特定社債は旧資産流動化法に規定する特定

社債券とみなす。

第五節 特別法人債の振替

(特別法人債に関する社債等に係る規定の準用)

第一百二十条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第四節の規定を除く。）及び第一百四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	
次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において「短期社債」という。）	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ一に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二

第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利

第六十六条第二号	第六十七条第一項	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）	決議	第六十七條第二項	第六十八條第三項第二号	第六十六條第二号
債券	第六十七条第二項	社債券	決定	第六十八條第三項第二号	商号、種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	種類及び

第六十九条第一項	商法第三百六条第一項に規定する	
第六十九条第一項第三号	第八十四条第三項	第一百二十条において準用する第百十四条第二項
第七十一条第七項	社債管理会社又は担保附社債 信託法第二条第一項に規定する 信託契約の受託会社	特別の法律により法人の発行する債券に表 示されるべき権利の管理の委託を受けた会 社
第七十一条第八項	社債管理会社等	特別法人債管理会社

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する規定の準用)

第一百二十二条 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。)及び第一百四十二条第二項の規定は、投資信託受益権(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又

は外国投資信託の受益権をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条	利息 発行の決議	収益の分配金 投資信託約款
第六十七条第一項	当該決議に基づき発行する 社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう）	当該 受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む）
第六十七条第二項	社債券 商号、	受益証券 商号及び 種類
第六十八条第三項第二号	種類及び担保附社債信託法の	

				規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項
第六十九条第一項第一号	第六十九条第一項第一号	第六十九条第一項	第六十八条第三項第三号から第五号まで、第四項第二号及び第五項第二号	金額
払込みを行つた	払込み	商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた	信託が設定された	口数
信託に係る受益者となるべき	信託			

号	第六十九条第一項第三号	第八十四条第三項	第一百二十二条において準用する第百四十四条
第六十九条第一項第四号	第六十九条第一項第五号	払込み	第二項
第六十九条第二項第五号	第六十九条第二項第六号	金額	信託
第七十条第三項第一号	第七十条第一項	総額	口数
第七十条第二項	第六十九条第二項	総額	口数
第七十条第三項第一号	減額及び増額	金額の増額	口数の増加
減額	金額	減額若しくは増額	口数の減少若しくは増加
口数の減少及び増加	口数	口数の減少	口数の減少
口数の減少			

第七十条第三項第三号 及び第四号	第七十条第四項第一号	の金額	増額	口数の増加
第七十一条第一項及び 項	第七十条第五項第三号	減額	振替金額	の口数
第七十二条第一項及び 項	第七十条第五項第三号	増額	振替金額	増額
減額	増額	減額	振替金額	振替金額
口数の減少	増加	振替口数	振替口数	振替口数